

ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託仕様書

1 目的

ひきこもり状態にある者に、地域の中で安心して過ごせる居場所を提供することにより、本人のペースで社会参加の第一歩を踏み出すための支援をすること、また、その安心できる居場所の中で、意欲や能力に応じた就労に向けた支援を一体的に実施することで、自己実現や社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

(1) 居場所づくり

市内に住所を有し、かつ、ひきこもり状態にある者、又はその他これに準ずる者として市長が事業の利用を必要と認める者とする。

(2) 就労準備支援

次のいずれにも該当する者、又はこれに準ずるものとして市長が事業の利用を必要と認める者とする。

ア 市内に居住し、義務教育を修了した者。

イ ひきこもり状態にある者又はひきこもり状態にあった者。

ウ 事業を利用しようとする者の申請の属する月における収入が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税均等割が課されていないものの収入の額を12で除した額（以下「基準額」という。）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下である者。

エ 事業を利用しようとする者の申請日における所有する預貯金、生命保険、その他金融資産の合計が、基準額に6を乗じて得た額以下である者。

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施場所等

(1) 適切な事業運営が確保できる、受任者の所有又は賃借する市内の物件を用意し行うものとする。

- (2) 地域住民が気軽に立ち寄れる場所であること。
- (3) 温度や湿度、照明が調整可能であり、利用者が快適に過ごせること。
- (4) 飲食を提供する場合は適切な設備があること。

5 業務内容

(1) 居場所づくり

- ア 受託者は、利用者が自由に来て、安心して過ごすことの出来る居場所を開設・運営すること。
- イ 開設時間は、午前8時から午後6時までの間で設定すること。また、開設時間は月間で40時間以上確保すること。
- ウ 受託者及び委託者は、居場所の利用者に関する相談や情報交換、運営等に関して隨時協議を行うものとする。
- エ 利用者に対し、個々の状況や心情に寄り添い、安心できる関係性を築くための支援を行うこと。
- オ 利用者との関わりの中で、自立のためのきっかけづくりが行えるよう支援すること。
- カ 利用者の困りごとに応じて、必要な支援機関と協力して支援を行うこと。

(2) 就労準備支援

受託者は、利用者に対し、就労に従事する準備としての基礎能力の形成や社会参加に向けた支援を実施すること。

ア 就労準備支援事業の利用申込書類の受け取り

受託者は、就労準備支援事業の利用希望者を把握した場合、利用申込書類を受け取り、内容を確認の上、速やかに春日井市へ提出すること。また、本利用申込書類は、自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定）の申し込みを兼ねているため、受託者は速やかに春日井市自立相談支援事業者へつなぐこと。

イ 就労準備支援プログラムの作成（課題の把握・支援方針の決定）

（ア） 計画書

利用者の意欲や能力を把握し、目標設定をした上で具体的な支援内容の検討を行い、計画書を作成する。また、計画の内容については、利用者に提示し

た上で、その同意を得るものとする。

(イ) 評価書

個別の支援内容について、利用者の振り返りや就労準備支援担当者の評価を少なくとも3か月ごとに行い、その結果を記録する。また、必要に応じて計画書の見直しを行うこと。

ウ 就労準備支援プログラムに基づく支援

(ア) 日常生活自立に関する支援

日常生活を営む上で基本的な生活習慣が不十分である利用者に対し、適切な生活習慣の形成を促し、自ら健康管理や生活管理を行うことができるよう支援すること。

(イ) 社会生活自立に関する支援

他者との関係性や社会とのつながりを促すための助言等を行い、地域で良好な社会生活が送れるよう支援すること。

(ウ) 就労自立に関する支援

就労や社会参加に向けた意欲の形成を促すとともに、就労体験の提供や模擬面接等、将来に向けて多様な知識や経験が得られるよう支援を行うこと。

(4) 送迎の支援

ア 就労準備支援の利用者が、本人や家族の支援による来所が困難な場合、所定の場所まで送迎の支援を行うこと。

イ 就労準備支援の利用者が、公共交通機関を利用して来所できるよう、乗車券の購入、乗車の同伴など、本人の状況に寄り添った支援を行うこと。

(5) 当事者会・家族会

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを分かち合えたり、必要な学びや情報交換などが行える場を設けること。当事者会・家族会の開催回数、場所や日時、概要については、市と協議の上、実施すること。

(6) 住民向けの講演会・研修会

ひきこもり状態にある当事者や家族への理解を深めるとともに、相談先や受けられる支援について普及啓発を図るための講演会・研修会を実施すること。講演会・研修会の開催回数、場所や日時、概要については、市と協議の上、実施すること。

6 利用期間

就労準備支援の利用期間は1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況を勘案して市長が必要と認める場合は、市長が定める期間とすることができる。

7 人員配置基準

- (1) 受託者は、支援担当者として、就労準備支援及びひきこもりに関する知識を持つ者を1名以上配置すること（常勤・専従である必要はない。）。
- (2) 受託者は、責任者を配置すること（支援担当者と兼務も可。）。

8 利用者負担及び徴収等

事業の利用に関する料金は無料とする。ただし、就労準備支援プログラムに基づく支援として必要となる交通費等の実費については、利用した者から徴収することができる。

9 報告等

- (1) 月次報告
 - ア 受託者は、居場所づくりの月ごとの利用状況を、翌月10日までに春日井市に提出すること。
 - イ 受託者は、就労準備支援の月ごとの実施状況を、翌月10日までに春日井市に提出すること。
- (2) 完了報告
 - 受託者は、委託期間終了後、完了届を提出すること。

10 安全管理体制及び事故対応

- (1) 受託者は、利用者の安全を十分に考慮し、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) 受託者は、事業実施場所で生じた事故等に対応できる傷害保険に加入した上で事業を実施すること。
- (3) 受託者は、万一事故が発生したときは利用者の安全確保等適切な対応を行うこと

もに、速やかに市に報告すること。

- (4) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行い、その経過及び結果を春日井市に書面で報告しなければならない。

11 苦情対応

受託者は、利用者の苦情等に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図り、必要に応じて市に報告すること。

12 留意事項

- (1) 受託者は、食事の提供を行う場合、別途必要な許可などについて事前に保健所と協議し、必要な許可を得た上で事業を実施すること。また、衛生管理に十分留意すること。
- (2) 受託者は、ひきこもりの理解のみならず、ひきこもり対策に対する理解を深めよう努めること。
- (3) 受託者は、公正で中立性の高い事業運営に努め、利用者に対して販売行為や特定の施設の宣伝・紹介等の営業活動または営業活動に準ずる行為を行ってはならない。また、宗教の勧誘等、居場所の活動にそぐわない行為は禁止する。
- (4) 受託者は、ひきこもりに関する支援機関と積極的に連携を図ること。

13 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、業務の範囲内で取り扱う個人情報の適正な管理について、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報を本人の同意なしに漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。

14 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度協議し、決定するものとする。